Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年8月17日 中 国 運 輸 局

連絡先:

国土交通省 中国運輸局 自動車技術安全部 技術課 木本、西森 TEL 082-228-9143

自動車検査証の有効期間を伸長します

~令和5年8月の台風7号の影響を受けて~

令和5年8月の台風7号の影響により国道の一部が寸断される等、甚大な被害が発生したことから、鳥取県鳥取市に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和5年8月15日から令和5年8月28日までの車両について、令和5年8月29日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

1. 令和5年8月の台風7号の影響による被害に伴い、鳥取県鳥取市に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間 の満了する日が、令和5年8月15日から令和5年8月28日までのもの

○伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和5年8月29日まで伸長

○継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和5年8月29日までに継続検査を受検すれば 引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが8月29日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

2. 今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の変更等を検討して参ります。

(参考1)参照条文

- ○道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)(抜粋)
- 第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 鳥取運輸支局長の公示

公示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年8月15日から令和5年8月28日までのものは、令和5年8月29日をもって満了するものとする。

記

鳥取市

令和5年8月17日

中国運輸局 鳥取運輸支局長